

防 災 情 報 発 信

今回は、電子レンジ火災を防ぐためのポイントをご案内します。
急増している電子レンジ火災を防ぐ普段の心得！！



- ・さつまいも・中華まんなどは長時間加熱すると爆発的に燃焼する危険性があります。加熱時間を長めにせず、取扱説明書を確認をしましょう。
- ・電子レンジで調理中はその場を離れずに、食品の様子を見ながら加熱しましょう。
- ・普段から電子レンジの周囲には、可燃物を置かないようにしましょう。
- ・冷凍食品などは、包装の表示を確認してから加熱しましょう。

【重要】電子レンジ火災時の対応

- ①扉を開けずに電源を遮断する。
- ②扉を閉めたまま、あわてずに庫内の様子を見る。
- ③火が消えなければ、消火器などの消火器具を準備する。

※火災が発生したときは、119番通報してください。（東京消防庁のHPより）

詳しくは、東京消防庁「電子レンジ火災」で検索☞してくださいね！

羽田地区不燃化相談サイトのご案内

重点整備路線対象者向けの情報の他、羽田地区の不燃化に向けた建替え助成制度等をご紹介します。今後内容の充実を図るべく情報を更新して参りますので、ぜひご覧ください。

ホームページはコチラから👉

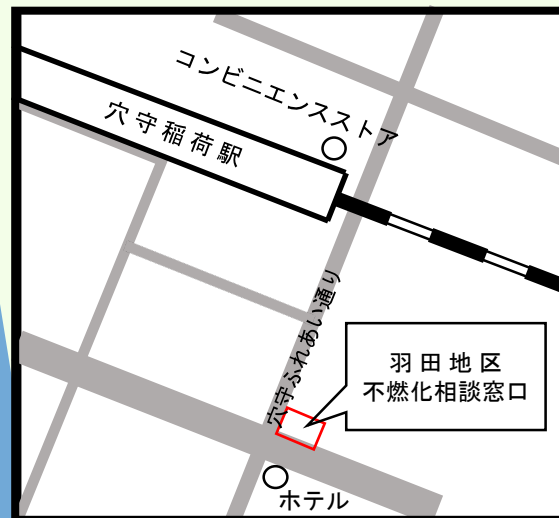


ホームページアドレス (<https://www.funenkamadoguchi.com/>)

羽田地区不燃化相談窓口のご案内

住 所：大田区羽田4-11-4山口ビル1F
 電 話：03-6423-8118
 営 業 日：月・火・木・金・土（年末年始・祝日・第5土曜除く）
 営 業 時 間：10：00～18：00（12：00～13：00除く）

【案内図】



【外観】



重点整備路線沿道ニュース



発行：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課・用地課
株式会社URリンケージ

重点整備路線の事業説明と意向確認をすすめます！



（株）URリンケージです。
重点整備路線の道路拡幅整備事業について、ご説明とご意向の確認に参りました。事業について丁寧にご説明します！

私たち株式会社URリンケージが、羽田地区の道路拡幅事業を担当させていただいてから、丸2年が過ぎようとしています。これまでの皆さまの事業へのご協力に感謝申し上げます。

3年目を迎えるにあたって、更なる事業の推進を図りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

これまで事業のご説明・ご意向の確認ができていない皆さまに対して、改めて事業説明・ご意向の確認を行えばと考えております。

（遠方にお住まいの方には案内を送付します）

3月～4月は事業説明・意向確認強化月間として、ご訪問、ご案内の郵送等を積極的に行わせていただきますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

税務相談会を開催しました！

羽田の道路拡幅事業にご協力いただき、お受け取りになる土地代金・補償金について「収用等に関する課税の特例」が適用されます。

課税の特例について複雑で多岐にわたる内容をわかりやすく説明するため、公共事業の補償金に係る税務に精通した税理士を迎え、令和5年2月3日、2月5日に税務相談会を開催しました。当日は、課税の特例、申告方法等の皆さまの疑問やお悩みに回答していただきました。

参加いただいた皆さまからもご好評をいただき、「実務的な話が聞けて良かった」、「こうした機会を設けてもらうのは助かる」等のお言葉をいただきました。今後も定期的に税務相談会を開催して参りますので、ぜひご活用いただければと思います。

相談会の様子



～令和4年度実施報告～

(令和5年2月28日現在)

皆さまのご協力のもと、以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|----------------|------|
| 1 事業説明等の新規戸別訪問 | 20件 |
| 2 測量の実施 | 13画地 |
| 3 物件調査の実施 | 13画地 |
| 4 契約 | 5画地 |
| 5 移転完了 | 4画地 |

ご協力ありがとうございました。

引き続きのご協力をよろしくお願いいたします。



～用地補償Q&A～(補償説明編)

用地取得に関して、皆さまがお持ちの疑問等について、丁寧にお答えしていきます。今回は「補償説明編」ということで、皆さまからいただいたご質問にお答えいたします。

Q1 補償説明とは何か。

A1 道路拡幅に必要となる土地及び影響を受ける建物等の補償内容についてご説明をいたします。



Q2 補償説明はいつ頃行うのか。

A2 建物等調査の結果に基づき、図面作成や補償内容の説明資料を作成いたします。調査の内容により作業時間が異なりますので、準備ができましたらご連絡いたします。

Q3 誰が補償説明をするのか。

A3 大田区から道路拡幅事業にかかる業務を受託しております株URリンケージが補償説明をいたします。

Q4 補償説明はどれくらい時間がかかるのか。

A4 補償内容のご説明、ご意向の確認等を含めまして、1時間程度となります。

Q5 補償説明は対面形式となるのか。

A5 補償説明は、皆さまの大切な財産に関わる大事なお話となるため、原則対面形式とさせていただいております。皆さまのご自宅等へ訪問、または羽田地区不燃化相談窓口(P4参照)においてご説明いたします。対面形式が難しい場合には、別途ご相談させていただきます。

Q6 日中は仕事なので、夜間や休日でも対応可能か。

A6 夜間や休日でも対応可能です。皆さまのご都合に合わせて日程を調整させていただきます。